

※同意書類は押印と署名捺印が必要のため郵送となります。

### 事業者の代行申請

#### 代行申請の同意書

代行申請同意書 代表者名の記名押印 (認印)

#### 個人情報取り扱い・システム利用規約の同意書

個人情報取り扱い同意書  システム利用規約同意書

※代表者による署名または記名押印 (認印)

### ステップ1 事業者確認書類の提出

#### 建設業許可なし (いずれか1点)

- |  |   |
|--|---|
| <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 法人税または事業税の確定申告書</li> <li><input type="checkbox"/> 納税証明書 + 履歴事項全部証明書<br/>※法人税、事業税、消費税のいずれか</li> </ul> | <p>(個人・一人親方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書</li> <li><input type="checkbox"/> 納税証明書<br/>※所得税、事業税、消費税のいずれか</li> <li><input type="checkbox"/> 個人事業開業届</li> </ul> |
|--|---|

#### 建設業許可あり (いずれか1点)

- 建設業許可通知書
- 建設業許可証明書

資本金確認書類は不要 (次へ)  
※資本金のない個人事業主、一人親方も提出不要

※確定申告書は收受日付印が1年以内のもの (電子申告の場合は「受信通知 (メール詳細)」も提出)  
※納税証明書および履歴事項全部証明書は証明日が1年以内のもの  
※個人事業開業届は届け出日から1年以内のもの

#### 資本金確認書類 (いずれか1点)

- 履歴事項全部証明書
- 現在事項全部証明書
- 事業税または法人税の確定申告書

### 技能者の代行申請

#### 代行申請の同意書

代行申請同意書 本人の署名または記名押印 + 所属事業者の記名押印 (必須・認印)

#### 個人情報取り扱い・システム利用規約の同意書

個人情報取り扱い同意書  システム利用規約同意書

※本人署名のみ

### ステップ1 技能者本人確認書類の提出

#### 顔写真 (撮影後6か月以内のカラー写真)

JPEGデータ (294×378ピクセル) ※入力時に編集可

#### 本人確認書類 (いずれか1点)

- |   |   |
|---|---|
| <p>(日本国籍の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 運転免許証 (表/裏面)</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーカード (表面)</li> </ul> | <p>(外国籍の場合)※アルファベット表記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 在留カード (表/裏面)</li> <li><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 (表/裏面)</li> </ul> |
|---|---|

#### 上記の書類が提出できない場合 (日本国籍・外国籍)

パスポート (表/裏面) + 住民票 ※現住所記載の顔写真無し証明書類

通称名 (旧姓名) の印字を希望する場合 (本名と通称名の情報が確認できるいずれか)

運転免許証・住民票・マイナンバーカード・全部事項証明書

※上記書類が用意できない場合は認定登録機関で申請する

### ステップ2 社会保険確認書類の提出

#### 健康保険確認書類 (いずれか1点)

- 全国健康保険協会 (協会けんぽ) 加入有
  - 領収書等  納入証明書  適用通知書等  決定通知書  支払届
- 健康保険組合 加入有
  - 領収書等
- 健康保険適用除外 (国保組合) 適用除外001
  - 加入証明書  領収済証等  承認証
- 5人未満個人事業所は証明書類不要 適用除外002

#### 年金保険確認書類 (いずれか1点)

- 厚生年金 加入有
  - 領収済証等  納入証明書  適用通知書  決定通知書  支払届
- 5人未満個人事業所は証明書類不要 適用除外021

#### 雇用保険確認書類 (いずれか1点)

- 雇用保険 加入有
  - 加入証明書  適用事業所設置届  納付書・領収証書  申告書
  - 納入通知書  その他 (賃金報告、台帳など)
- 従業員無しは証明書類不要 適用除外041

#### 退職金制度確認書類 (加入している場合)

- 建設業退職金共済制度 (加入・履行証明、契約者証)
- 中小企業退職金共済制度 (加入証明、共済手帳)

#### 労災保険特別加入確認書類 (加入している場合のみいずれか1点)

- 労災保険加入証明証
- 労働者災害補償保険 特別加入証明証 (一人親方の場合)

#### 健康保険確認書類

- 全国健康保険協会 (協会けんぽ)  船員保険
- 健康保険組合  各種共済組合
- 健康保険適用除外 いずれかに加入有  健康保険証
- 国民健康保険 国保組合  健康保険証
- 後期高齢者医療制度 適用除外001~009  健康保険証
- 後期高齢者医療制度 適用除外010  後期高齢者医療被保険証

#### 年金保険確認書類 (いずれか1点)

- |  |  |
|--|--|
| <p>(厚生年金加入の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 厚生年金加入証明書 (雇用主作成)</li> <li><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者資格取得等確認通知書</li> </ul> | <p>(国民年金加入の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ねんきん定期便</li> <li><input type="checkbox"/> 領収書等</li> </ul> |
|--|--|

#### 雇用保険確認書類 (いずれか1点)

- 雇用保険被保険者証  雇用健康保険被保険者資格取得等確認通知書

#### 退職金制度確認書類 (加入している場合)

- 建設業退職金共済手帳  中小企業退職金共済手帳

#### 詳細型で登録

労災保険特別加入確認書類 (加入している場合のみいずれか1点)

- 労災保険加入証明証  労働者災害補償保険 特別加入証明証 (一人親方の場合)

#### 各種資格等確認書類

- 保有資格証明書類  登録基幹技能者講習修了証
- 研修受講・修了証明書類  表彰証明書類

※詳細型では、健康診断の記録、学歴 (主任技術者・監理技術者の場合) の登録も可能

#### 簡略型で登録

登録終了 (次へ)  
※登録後に詳細型への移行も可能

### ステップ3 登録料の支払い・ID通知・カード発行

#### 事業者登録料の支払い

- 資本金500万円未満~5,000万円未満 6,000円~48,000円 ※消費税含む
- 資本金5,000万円以上 60,000円~2,400,000円
- 個人事業主 6,000円
- 一人親方 無料

※事業者登録の際に管理者 ID (最初の1ID) が自動作成されます。

#### 事業者IDの通知

#### 技能者登録料の支払い (詳細型・簡略型)

- 詳細型 4,900円  簡略型 2,500円 ※消費税含む
- ※簡略型から詳細型への移行では差額2,400円の支払いが必要

#### 技能者IDの通知

#### 建設キャリアアップカードの発行

注) 事業者登録を行うと、建設キャリアアップシステムにおいて事業者情報 (現場情報を含む) を管理するために必要な事業者責任者のID=管理者IDが自動作成される。事業者は管理者IDの利用料金として、毎年1IDあたり11,400円 (税込) が必要。なお管理者IDは、有償で追加できる。一人親方の場合の管理者ID利用料は、毎年2,400円。

注) 現場・契約情報を設定する際に必要となる現場管理者の管理者ID利用料は無料。(現場管理者とは、施工体制の登録をしたり、カードリーダーの設定、さらに「建レコ」の操作をするユーザー。)

出典：建設キャリアアップシステムウェブサイト (一般財団法人建設業振興基金) (<https://www.ccus.jp/>)

「インターネット申請ガイド」 (<https://www.ccus.jp/p/support#inta>) より作成 ©行政書士佐々木秀敏事務所 (CCUS登録行政書士/CCUS認定アドバイザー) 〒989-3207 宮城県仙台市青葉区中山山西2番地の8 TEL.022-725-2280 FAX.022-719-7290 mail-ccus@hide-gyousei.jp <https://miyagi-ccus.com>

行政書士佐々木秀敏事務所は、建設キャリアアップシステム公認の公式「CCUS認定アドバイザー」です